

北名古屋市飼い主のいない猫の不妊手術費 補助金交付申請手続き(概要)

【補助金の額】 去勢手術（オス） 1件につき5,000円
避妊手術（メス） 1件につき10,000円

1 猫の捕獲・手術の実施

- ① 猫を捕獲し、動物病院に連れていく。
※ 飼い主のいない猫であること、猫の耳の先端をV字形にカットすることを動物病院に伝えてください。
- ② 動物病院へ不妊手術費用を支払い、領収書（去勢手術又は避妊手術であることが明記されたもの）を受け取ってください。
※ 領収書の宛名は、申請者と同一としてください。申請者以外の方宛てに発行された領収書では申請を受付けられません。（家族でも不可）

2 手術後の猫の全身・耳カットがわかる写真を撮影

- 猫を放す前に、必ず手術後の猫の全身及び耳先カットが明確に確認できる写真を撮影してください。
- ※ 猫の写真がない場合は、申請を受付けられません。

3 補助金交付申請書の提出

- 手術完了の日から起算して30日以内又は補助対象事業を実施した日の属する年度の3月31日（休日の場合はその前の開庁日）のいずれか早い日までに、補助金交付申請書に領収書（写し可）と手術後の猫の全身及び耳先カットが確認できる写真を添付し、市へ提出してください。（郵送不可）

4 補助金交付決定通知書の通知

補助金交付申請書を審査し、市から申請者へ通知します。

5 補助金交付請求書の提出

- ① 交付決定の日から起算して30日以内又は補助対象事業を実施した日の属する年度の3月31日（休日の場合はその前の開庁日）のいずれか早い日までに、補助金交付請求書に振込口座を確認できる書類（通帳の写し等）を添付し、市に提出してください。
※ 振込口座は、申請書と同一名義の振込口座を記入してください。
- ② 補助金交付申請書を受理後、補助金が振り込まれるまでおおむね1ヶ月かかります。